
電気料金要綱

(ならコープでんきオール電化プラン)

2020年 11 月 12 日実施
株式会社 CWS

電気料金要綱（オール電化プラン）

この電気料金要綱（ならこーぷでんきオール電化プラン）（以下「オール電化要綱」といいます。）はCWSの「電気供給約款（低圧）」（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、オール電化プランとして、電灯または小型機器をご使用の生協組合員へ電気を小売りするときの料金その他の条件を定めたものです。なお、オール電化要綱に定める料金および燃料調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施時期

オール電化要綱は、2020年11月13日より実施します。

2. 定義

オール電化要綱において定義される言葉は、供給約款によるものとします。

3. 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ロ) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(ハ) 昼間時間

別表1（休日等）に定める日以外の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

(ニ) 軽負荷時間

昼間時間および夜間時間以外の時間をいいます。

(ホ) 夜間時間

毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

4. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当し、かつ、生協組合員がオール電化プランの申込みを行い、CWSとの協議が整った生協組合員に適用いたします。

- (イ) 生協組合員が 1 年を通じてこのプランの適用を希望されること。この電気料金プランから他の電気料金プランに変更された後 1 年に満たない生協組合員については、この電気料金プランを適用いたしません。
- (ロ) 3（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (ハ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。なお、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、生協組合員が希望され、かつ、生協組合員の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備が生協組合員の土地または建物に施設されることがあります。
- (ニ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。
- (ホ) 生協組合員がこのプランの適用を希望される需要地点において、自然冷媒ヒートポンプ給湯機（いわゆる「エコキュート」）を設置しており、かつそのことを申込時に CWS が定める様式及び添付資料によって証明できること。

（2） 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

（3） 契約負荷設備

(イ) 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ロ) 生協組合員が需要場所における契約負荷設備を変更される場合には、あらかじめ CWS に申し出ていただきます。

(ハ) 契約電力の変更に伴い、CWS が生協組合員に対し行う、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、同法にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、CWS のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとし、ます。

（4） 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていた生協組合員が新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、CWS から新たに電気の供給を受ける前から生協組合員が同一の需要場所で電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合には該当しないものといたします。
- ② 契約負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、生協組合員と CWS との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値が生協組合員と CWS との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値が生協組合員と CWS との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(ロ)CWS の都合により、1 月の最大使用電力の算定ができない場合においては、契約電力は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、生協組合員と CWS の協議によって定めた値といたします。

(ハ)料金の算定期間における最大使用電力は、記録型計量器（スマートメーター）により計量される 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍した値といたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款の別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款の別紙 1（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、(4)(ロ)に該当する場合は、1契約につき最初の10キロワットまでの基本料金を適用することがあります。

1契約につき最初の10キロワットまで	1,980円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	376円00銭

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

- ① 昼間時間
昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円51銭	25円01銭

② 軽負荷時間

1キロワット時につき	21円74銭
------------	--------

③ 夜間時間

1キロワット時につき	14円44銭
------------	--------

5. 使用電力量の計量および算定

(1) 使用電力量の計量および算定は、供給約款15(使用電力量の計量)、16(料金の算定)に定めのあるとおり一般送配電事業者の託送供給等約款に従って行われるものとします。

(2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

(3) 記録型計量器（スマートメーター）への設置が電力供給開始日以降になる場合は、原則として、記録型計量器（スマートメーター）が設置されるまでの期間における 30 分ごとの使用電力量は、30 分ごとに計量することができない計量器で計量された期間（以下「該当期間」といいます。）の使用電力量を該当期間の 30 分ごとに均等に配分して得られる値といたします。

6. 日割計算

(1) CWS は、供給約款の 16（料金の算定）(1)イまたはロの場合には、以下に従い、基本料金の日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当基本料金} = \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

(2) 供給約款の 16（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。また、供給約款の 16（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 供給約款の 16（料金の算定）(1)ハの場合により日割計算をするときは、生協組合員と協議の上、日割計算対象日数を定め、(1)または(2)の方法に準じて日割計算を実施します。

(4) CWS は、日割計算をする場合には、必要に応じて使用電力量を、CWS が適当と認める方法により、生協組合員に通知するものとします。

7. オール電化要綱の変更および終了

(1) オール電化要綱を変更する場合には、需給約款の 40（電気供給約款の変更）に準じます。

(2) CWS はオール電化プランおよびオール電化要綱を終了することがあります。この場合、CWS はあらかじめ一定期間をおいて終了のお知らせおよび終了日を CWS ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(3) オール電化要綱の終了に伴い、生協組合員の需給契約の契約条件が変更となる場合、電気事業法にもとづく生協組合員への供給条件の説明、説明書面および変更後の書面の交付については、需給約款の 40（電気供給約款の変更）に定める方法によるものとします。

別 表

1. 休日等

オール電化要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日